

保安林指定予定通知のあて先人不分明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する胎内市役所に掲示する。

令和7年8月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 所在の不分明な者の氏名

桐生 與七郎、齋藤 久四郎、齋藤 市太郎、齋藤 五平

2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から、令和7年8月6日付け7林整治第658号で保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、森林法第30条の規定により通知する。
- (2) 保安林予定森林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和7年8月19日付け県告示第808号による。